

教育職員免許状更新講習に関する規則をここに公布する。

平成 21 年 3 月 31 日

岩手県教育委員会

委員長 箱 崎 安 弘

岩手県教育委員会規則第 10 号

教育職員免許状更新講習に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号。以下「免許法」という。）第 9 条の 3 第 1 項の規定に基づく免許状更新講習（以下「免許状更新講習」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(講習を受講できる者)

第 2 条 免許状更新講習規則（平成 20 年文部科学省令第 10 号。以下「更新講習規則」という。）第 9 条第 1 項第 2 号の免許管理者が定める者は、現に岩手県教育委員会若しくは県内の市町村教育委員会（以下「教育委員会」と総称する。）の事務局又は教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の職員として在職する者のうち次に掲げる者とする。

- (1) 教育長の職にある者
- (2) 教育委員会の事務局に置かれる室課等の長及び職制上これを直接に補佐する職その他これらに準ずる職にある者
- (3) 学校以外の教育機関の長及び職制上これを直接に補佐する職その他これらに準ずる職にある者
- (4) 次に掲げる事務に従事する者
 - ア 学校の組織編成、教育職員の人事その他学校の管理運営に関する専門的事項に関する事務
 - イ 博物館又は美術館に関する専門的事項に関する事務
 - ウ 文化財の調査研究に関する事務
 - エ 学校保健、学校安全及び学校体育の指導及び助言、学校給食の実施及び普及のための指導、助言及び援助並びに社会体育の普及、指導及び助言に関する事務
 - オ 教育に関する専門的、技術的事項の調査研究及び教育関係職員の研修に関する事務
- (5) 前各号に掲げる者のほか、岩手県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が別に定める者

2 更新講習規則第 9 条第 1 項第 3 号の免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 県内の公立学校の校長、副校長、教頭又は免許法第 2 条第 1 項に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）として採用された者であって、次に掲げるもののうち学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に従事しているもの
 - ア 県内の公立学校の教育職員として在職した後、引き続き次に掲げる役員又は職員として在職する者
 - (ア) 国又は県若しくは県内の市町村その他県内の地方公共団体の職員（教育委員会の職員を除く。）
 - (イ) 国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人及び同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人の役員又は職員
 - (ウ) 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 180 号）第 68 条第 1 項に規定する公立大学法人の役員又は職員
 - (エ) 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人であって、文部科学大臣が指定したものの役員又は職員
 - イ アに掲げる者のほか、県教育長が別に定める者
- (2) 私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条に規定する学校法人の理事である者
(更新講習修了確認を受けなければならない者)

第 3 条 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成 20 年文部科学省令第 9 号。以下「改正省令」という。）附則第 3 条第 2 号の免許管理者が定める者は、県内の公立学校の教育職員として採用された者であって、前条第 1 項（第 4 号イ及びウを除く。）に規定するもの（同項第 5 号に規定する者のうち県教育長が別に定める者を除く。）とする。

2 改正省令附則第 3 条第 3 号の免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 県内の公立学校の教育職員として採用された者であつて、次に掲げるもののうち学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に従事しているもの

ア 県内の公立学校の教育職員として在職した後、引き続き次に掲げる役員又は職員として在職する者

(ア) 県又は県内の市町村その他県内の地方公共団体の職員（教育委員会の職員を除く。）

(イ) 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（以下「幼稚園等」という。）を設置するものに限る。）の役員又は職員

イ アに掲げるもののほか、県教育長が別に定める者

(2) 私立学校法第3条に規定する学校法人（幼稚園等を設置するものに限る。）の理事である者

（講習等を受ける必要がない者）

第4条 教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号。以下「施行規則」という。）第61条の4第2号及び改正省令附則第10条第1項第2号の免許管理者が定める者は、県内の公立学校の教育職員として採用された者であつて、第2条第1項（第4号イ及びウを除く。）に規定するもの（同項第5号に規定する者のうち県教育長が別に定める者を除く。）とする。

2 施行規則第61条の4第4号の免許管理者が定める者は、第2条第2項第1号に規定する者のうち過去に前項に規定する者であった者、前条第2項第2号に規定する者その他これらに準ずる者として県教育長が定める者とする。

3 改正省令附則第10条第1項第4号の免許管理者が定める者は、前条第2項第1号に規定する者のうち過去に第1項に規定する者であった者、同条第2項第2号に規定する者その他これらに準ずる者として県教育長が定める者とする。

（優秀教員表彰等）

第5条 施行規則第61条の4第5号及び改正省令附則第10条第1項第5号の規定により免許管理者が指定する表彰等は、次に掲げるもの（免許法第8条第1項の免許状の有効期間の満了の日又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項に規定する修了確認期限までの10年間に行われたものに限る。）とする。

(1) 文部科学大臣が行う表彰

(2) 前号に定めるもののほか、県教育長が別に定めるもの

（補則）

第6条 この規則に定めるもののほか、免許状更新講習の実施に関し必要な事項は、県教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。